

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則案」に関する意見募集の実施結果について

第1 意見募集期間

平成18年2月6日～平成18年3月8日

第2 意見数：70件 提出者数：15（11団体，4個人）

第3 意見の概要及び意見に対する考え方

1 政令案

(1) 政令案全体について

意見の概要	意見に対する考え方
政令により民間紛争解決手続から除かれる手続と民間紛争解決手続との関係について，利用者の間で誤解や混乱が生じないように広報するべきである。	制度の広報には意を用いてまいります。

(2) 第1条（民間紛争解決手続に該当しない裁判外紛争解決手続）について

意見の概要	意見に対する考え方
第1条に規定された手続以外にも法律上「あっせん」が規定されているものがあるから，案にある二つのみを規定すると，利用者の混乱を招く。	法律上「あっせん」とだけ規定されているものは，「法律の規定により指定を受けた者が，当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続」（法第2条第1号ただし書）には当たりませんから，本政令により民間紛争解決手続から除くことはできません。

(3) 第2条（法第7条第9号及び第10号の政令で定める使用人）について

意見の概要	意見に対する考え方
「使用人」「業務を統括するもの」「これに準ずる者」を明確にするため，具体例を例記するべきである。	本政令案第2条の規定は，本規則案第3条の規定とあいまって明確になっていると考えます。なお，判断基準についてはガイドライン案で示しています。

2 省令案

(1) 省令案全体について

意見の概要	意見に対する考え方
本規則案は，警察の犯罪取締りの発想に基づき，申請者又は認証紛争解決事業者に必要な文書の作成提出や情報開示等過度の負担を求めるものであって，法の目的に反する。	本規則案は，裁判外紛争解決手続の利用の促進という法の目的を基本として必要な事項を定めるものであり，御指摘のような「警察の犯罪取締りの発想」に基づくものでも，申請者等に過度の負担を求めるものではありません。

(2) 第1条（実質的支配者等）について

意見の概要	意見に対する考え方
ただし書の「事業上の関係からみて申請者の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる者」は，具体的にどのような者を指すのか。	本規則においてこれ以上具体的に規定することは，省令としての性質になじまないと考えます。 なお，ただし書に該当するのは，例えば，申請者の三親等以内の親族（規則案第1条第5号）である未成年者などですが，ガイドラインで更に具体例を示すことを検討します。
第1号の「特定の者と同一の意思を有する者及び特定の者と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」が「意思」及び「同意」という不明確な基準により定義されており，実質的支配者等の範囲が不明確である。	「同一の意思を有する者」は，「特定の者」にその意思決定機関を支配されている等の客観的な基準によって判断されるものであって，不明確なものではないと考えます。また，「同意している者」についても，不明確なところはないと考えます。
第1号の議決権の「三分の一」の要件は容易に具備されてしまうから，より大きい割合とするべきである。	申請者の3分の1以上の議決権を有する者は，例えば，申請者が株式会社である場合，その株主総会の特別決議事項を常に否決する権限を有することになりますから，「申請者の事業に重要な影響を与える関係にある」といえると考えます。

第2号の「役員であった者」について、役員を退職した後の期間による限定を設けるべきである。	「事業上の関係からみて申請者の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる者」は、規則案第1条ただし書で除外されますから、問題はないと考えます。
第4号の「役員又は使用人としていたことがある者」について、時的な制限を設けるべきである。	
第5号の「三親等」は広すぎるので、限定するべきである。	
第10号の「前各号に掲げる者のほか申請者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者」が、具体的にどのような者を指すのかを明らかにするべきである。	本規則においてこれ以上具体的に規定することは、省令としての性質になじまないと考えます。 なお、ガイドライン案において具体例を示しています。

(3) 第2条（子会社等）について

意見の概要	意見に対する考え方
ただし書の「事業上の関係からみて申請者が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかであると認められる者」は、具体的にどのような者を指すのか。	本規則においてこれ以上具体的に規定することは、省令としての性質になじまないと考えます。 なお、ただし書に該当するのは、例えば、申請者の三親等以内の親族（規則案第2条第5号）である未成年者などですが、ガイドラインで更に具体例を示すことを検討します。
第10号の「前各号に掲げる者のほか申請者が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合」が、具体的にどのような場合を指すのかを明らかにするべきである。	本規則においてこれ以上具体的に規定することは、省令としての性質になじまないと考えます。 なお、ガイドライン案において具体例を示しています。

(4) 第4条（認証の申請）について

意見の概要	意見に対する考え方
別紙様式第1号に提出書類一覧を記載するべきである。	添付書類の一覧を申請書の様式に記載する必要はないと考えますが、別紙様式第1号に関しては、別に申請の手引等を作成する予定であり、その中に添付書類の一覧を記載し、申請者の便宜となるようにしたいと考えます。
別紙様式第1号第2面の7について、法律・許認可に基づく法人を認証の対象にし、又は優先している印象を与えるので、注記にとどめるべきである。	別紙様式第1号第2面の7について、法律・許認可に基づく法人を認証の対象にし、又は優先していることはありません。
別紙様式第1号第9面の14について、記載方法や記入に当たっての具体的な留意点が必要である。また、他の様式についても、「最低限の定型的申請様式」や、「一定程度の設置基準等」を示すべきである。	別に申請の手引等を作成する予定であり、別紙様式の記載方法についても有意義な情報を提供していく予定です。しかしながら、法は裁判外紛争解決手続の自主性、多様性を尊重するとの理念に立っており、御指摘のような「最低限の定型的申請様式」や「一定程度の設置基準等」を示すことには慎重であるべきと考えます。
認証申請書等の書類は、本規則案の定める様式以外でも作成可能とするべきである。	記載事項に漏れをなくし、また、法務省における認証の申請についての審査を迅速・適正に行うためには、様式を定め、これにしたがって申請していただくことが必要であると考えます。

(5) 第5条（認証申請書のその他の記載事項）について

意見の概要	意見に対する考え方
電子メールアドレスが記載事項とされているが、これを持たない者の申請を排除することになるから、相当でない。	電子メールアドレスがある場合には記載する必要がありますが、ない場合に記載する必要はありません。
「本籍」が記載事項とされているが、不要である。また、日本国籍を有しない者の申請等に疑義を生じることのないようにするべきである。	法第7条の欠格事由の有無の審査のため必要ですが、御指摘を踏まえ、「本籍」を「本籍（外国人にあっては、国籍）」と変更することとします。
第5号及び第12号は、「優良、中立公正な民間紛争解決事業者」を基準とすると、プライバシーに立ち入り過ぎるものであり相当でない。	「優良、中立公正な民間紛争解決事業者」と称される申請者であっても、法第7条の欠格事由の有無の審査のため、第5号及び第12号の規定は必要であると考えます。

「民間紛争解決手続の業務を行う日及び時間」が記載事項とされているが、事業者の時機に応じた実施企画を阻害するおそれがあり、相当でない。	「民間紛争解決手続の業務を行う日及び時間」は、利用者にとって重要な情報であり、これを法第31条の規定に基づき公表するためにも、常に法務大臣において把握している必要があるものです。
申請者や役員の兼任状況が記載事項とされているが、申請者の信頼性に問題がないことにつき制度的な担保がある等特別の事情があると認められる申請者についてはこれらの記載を要しないなど、特段の取扱いを認めるべきである。	法第6条第4号及び同条柱書の「知識及び能力」の要件の具備並びに法第7条の欠格事由の有無の審査のためには、申請者や役員の兼職状況の記載が必要であり、例外を設けることは、性質上困難です。
「業務の内容及び実施方法の概要」が記載事項とされているが、法務省が実質上その業務を指導・監督する事につながらないよう、申請に際して業務の概要を把握するために必要な記載にとどめるべきである。	「業務の内容及び実施方法」については、これを記載した書類を添付書類として提出しなければならない（法第8条第2項第2号）、法務省が業務の内容及び実施方法を把握することは法が予定していることと考えます。
「民間紛争解決手続の実施が予定される場所又は方法」も記載事項とするべきである。	例えば現地調停を行う予定の場所を「実施が予定される場所」として認証の申請の段階で明らかにするのは相当に困難であり、「民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地」を記載させれば足りると思います。

(6) 第6条（認証申請書のその他の添付書類）について

意見の概要	意見に対する考え方
「経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、申請者の一部門（他部門から独立した収支の会計の仕組みがあるものに限る。）が民間紛争解決手続の業務を行う場合には、当該民間紛争解決手続の業務部門に係るもので足りることとするべきである。	「経理的基礎を有することを明らかにする書類」について、申請者の一部門が民間紛争解決手続の業務を行う場合には、民間紛争解決手続の業務部門に係るもので足りるとすることは、例えば申請者が株式会社である場合、商法上の商業帳簿でなく、虚偽の作成に対する制裁の乏しい書類をもとに審査することとなり、適切に申請者の経理的基礎の有無を審査することができなくなるおそれがあり、相当でないと考えます。ただし、当該業務部門に係るものを審査すれば申請者の経理的基礎の有無について適切な判断が可能であるという特段の事情がある申請者については、当該業務部門に係る貸借対照表、収支計算書又は損益計算書及び財産目録をもって、法第8条第2項第4号、規則案第6条第1項第1号に規定する書類として取り扱う余地もあると考えます。
認証申請書に生年月日、本籍を記載させ、住民票等の写し等を添付書類としているにもかかわらず、更に「誓約書」を添付書類とするのは相当でない。	誓約書は、法第7条第1号、第3号等の欠格事由の有無の審査のために必要なものです。他方で、「成年被後見人及び被保護人に該当しない旨の登記事項証明書」や「破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書」の提出は求めないこととしています。

(7) 第7条（手数料の納付方法）について

意見の概要	意見に対する考え方
オンライン申請の場合の申請書様式及び添付書面の提供方法等が不明である。	法の施行までに、「法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の整備を行う予定です。

(8) 第8条（認証審査参与員からの意見聴取）について

意見の概要	意見に対する考え方
第1項の「意見書」の様式も定めるべきである。	認証審査参与員からの意見聴取は、法務大臣の専門的知見を補完するために行われるものであり、認証審査参与員が提出する意見書の様式も、案件の性質に応じて異なってくる可能性が高いことから、統一的な様式を定めることは困難です。
第1項の「提出期限」の具体的期間も定めるべきである。	行政手続法第6条の規定に基づき、認証の申請があったからこれに対する処分を行うまでの標準処理期間を定める予定です。これと別に認証審査参与員の意見書の提出期限を規則で定める必要はないと考えます。

認証審査参与員の意見を申請者に伝える手続を整備し、また、その意見をできるだけ公表するべきである。	認証審査参与員からの意見聴取は、申請に対する審査の過程の一部となるものですので、一律に全部公開するのは相当ではありませんが、可能な範囲での情報公開に努めてまいりたいと考えます。
--	--

(9) 第9条（掲示）について

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
第1項第3号の「手続実施者の候補者の職業又は身分の概要」については、現在の職業だけでなく、過去の職歴及び身分も掲示事項とするべきである。	掲示事項としては詳細にすぎると考えます。
第1項第5号の「認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」については、標準的な期間も掲示事項とするべきである。	開始から終了に至るまでの標準的な期間は、取り扱う紛争の分野・種類・規模によって変わってくると考えられますので、一律に掲示を義務付けるのは相当でないと考えます。
第1項第10号の「紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式」については、終了後の選択肢も掲示事項とするべきである。	掲示事項としては詳細にすぎると考えます。
第1項第12号の「認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱い」については、その内容が具体的に分かるように掲示させるべきである。	第1項第12号では、認証紛争解決事業者における苦情処理の手続の概要が、苦情を申し立てようとする者にとって分かる程度に具体的な内容の掲示が求められます。
掲示事項として、「事務所の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス」及び「認証紛争解決手続を行う日及び時間」を加えるべきである。	「事務所の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス」を、その事務所に掲示することを義務付ける意義は乏しいと考えます。また、「認証紛争解決手続を行う日及び時間」についても、その事務所に掲示させるよりも、法第31条の規定に基づき法務大臣が公表することが利用者の便宜となると考えられます。そこで、これらの事項については、本規則案第20条により、法第31条の規定に基づき法務大臣が公表することができる事項としています。
掲示の方法として、認証紛争解決事業者のウェブページへの掲載等の、より柔軟な掲示方法を認めるべきである。	御提案の方法では、法第11条第2項に規定する「事務所」における掲示の要件を満たさないと考えます。

(10) 第10条（変更の認証を要しない軽微な変更）について

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
第1号及び第2号に規定する事項は、そもそも「認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法」に当たらないから、これを「軽微な変更」とするのは相当でない。	第1号及び第2号に規定する事項は、「業務の内容又はその実施方法」に含まれるものです。
第3号が、具体的にどのような場合を指すのかを明らかにするべきである。	ガイドライン案において具体例を示しています。

(11) 第12条（変更の届出）について

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
役員及び重要な使用人に関する変更を届出事項とするのは、認証紛争解決事業者の事務の負担が大きく、また、生年月日や本籍の変更について届出を求めるのは過度の要求であるから、いずれも相当でない。	いずれも、法第7条の欠格事由の有無の審査のために必要です。

(12) 第13条（紛争の当事者に対する説明）について

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
第1項第2号の「紛争の当事者が紛争の解決手続を終了させるための様式及び方式」については、終了後の選択肢も含めるべきである。	説明事項としては詳細にすぎると考えます。

第1項第4号の「概要」は、一般的な和解条項を含むもののように読めるので、「種類」とするべきである。	「概要」は、例えば、紛争の当事者が署名押印等をする当該当事者間の契約書であるのか、認証紛争解決事業者や手続実施者が作成する確認書、覚書といったものであるのか、さらに、それを何通作成するのかといったことを指します。これを「種類」とすると、具体的に何が説明対象となるのか分かりにくいと考えたことから、「概要」としたのですが、御指摘を踏まえ、例示を追加することとします。
法第25条から第27条までの内容を説明事項とするべきである。	法律の内容そのものを説明させる必要性は低いと考えます。

(13) 第14条（手続実施記録の作成及び保存）について

意見の概要	意見に対する考え方
第1項第2号の「請求がされた年月日」は、法第25条第1項の規定と関連するものと考えられるが、同項の「請求の時」にの解釈について、本規則において明確にするべきである。	法第25条第1項の「請求の時」とは、請求が特定された時、すなわち民事訴訟における訴訟物の特定に相当するものがされた時を指しますが、本規則にそのような解釈規定を置く必要はないと考えます。
第1項第2号の「請求」の記載は、基本的に当事者の主張をそのまま記載すればよく、手続実施者ないし認証紛争解決事業者において「請求」があったことを認定することまでを求めるものではないと解するべきである。	第1項第2号の「認証紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容」としては、認証紛争解決事業者において「請求がされた」と判断した時の「年月日」及び「請求の内容」を記載するべきですが、手続実施者又は認証紛争解決事業者に対して紛争の当事者に請求を明示させることを義務付けるものではありませんし、また、上記の判断が正確でない場合に同号に違反するというものではありません。
第1項第3号は、和解の内容を手続実施記録の記載事項としているが、不調に終わって終了したものについても審議内容等を記録にとどめるべきである。	不調に終わって終了した認証紛争解決手続については、法第16条第4号によりその実施の経緯を、また、同条第5号によりその結果を手続実施記録に記載することになります。他方、一律に「審議内容」を手続実施記録に記載させることは、民間紛争解決手続の持つ、プライバシーや営業秘密を保持した非公開の解決を図ることができるというメリットを失わせるおそれがあり、相当ではないと考えます。
手続実施記録の「少なくとも10年」の保存期間は長すぎる。	手続実施記録には、認証紛争解決手続の実施の経緯、認証紛争解決手続の結果、認証紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容、和解の内容等が記載され、例えば後日訴えが提起され、時効中断の有無が問題となった場合等において、記載内容が重要な資料となるものですから、保存期間は少なくとも10年以上とするのが相当と考えます。

(14) 第16条（解散の届出）について

意見の概要	意見に対する考え方
書類保存者を解散届出書の記載事項とするべきである。	解散後は清算中の法人等が書類を保存することになり、御指摘のような記載は不要であると考えます。なお、清算終了により法人等が消滅した場合には、法には第三者に書類保存義務を課す規定はないため、書類を保存すべき者がいないことになります。

(15) 第17条（事業報告書）について

意見の概要	意見に対する考え方
事業報告書に記載すべき事項に認証申請書の記載内容と重複するものがある。	これらの事項については、改めて記載し報告いただくことが、認証紛争解決事業者の現在の状況を把握し、また変更届の提出の遺漏の有無等を確認するために必要であると考えます。

事業報告書に記載すべき事項には、期首現在、期末現在のいずれを記載するのか、また期間中の変遷を記載する必要があるか不明なものがある。	原則として期末現在のものを記載すべきですが、「認証紛争解決手続の業務の概要」については、期間中に大きな変更があれば、その変遷も記載すべきです。
別紙様式第7号第5面4の「使用人」は、認証紛争解決手続の業務の運営に携わる使用人について記載すればよいものとするべきである。	御意見を踏まえ、「使用人」について、認証紛争解決手続の業務に従事する使用人を指す旨の注記を加えることとします。
別紙様式第7号第11面の注2について、意思決定機関の会議について、その種類、開催年月日及び決議事項等の記載を求めるべきではない。	御意見を踏まえ、「意思決定機関の会議」については、認証紛争解決手続の業務に関する事項が取り扱われた意思決定機関の会議を指す旨の記載を加えることとします。
別紙様式第7号第12面11（認証紛争解決手続の状況）は、事業報告書の記載事項とするべきではない。あるいは、詳細にすぎる。あるいは、統計報告を求めるもので、事業報告書の目的を超えている。	認証紛争解決事業者の業務の状況を知るため、また、これにより得られた情報の提供等を通じて裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるため（法第4条第1項参照）に必要であると考えます。
別紙様式第7号第12面11の「(1)認証紛争解決手続の実施状況」は、個別の事件の内容を求めるものではなく、匿名化された又は統計化された実施状況に限定することを明らかにするべきである。	「(1)認証紛争解決手続の実施状況」は、様式の記載欄にない事項の記載を求めるものではなく、既に、個別の事件の内容を記載する余地のないものになっていると考えます。
別紙様式第7号第12面11「認証紛争解決手続の状況」の記載方法が不明確である。	「認証紛争解決手続の状況」の記載方法については、別に記載要領を定める予定です。
別紙様式第7号第12面11(1)イ「認証紛争解決手続の類型別の内訳件数(当期の既済事件)」の「価額の別」の区分はいかなる根拠によるものか。また、7段階に区分する必要はない。	「価額の別」の区分は、少額訴訟を求めることができる上限や社会保険労務士のADR代理権の範囲を画する金額として60万円を、地方裁判所と簡易裁判所の事物管轄を画し、法第6条第5号の基準と関連する金額として140万円を設定し、その外は紛争の規模の大きさを分類する金額として設けた区分であり、認証紛争解決事業者の業務の状況を知るため、また、これにより得られた情報の提供等を通じて裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるため（法第4条第1項参照）に重要であることから、多段階の区分としています。ただし、「10億円超」の事件は少ないと考えられることから、これを削り、「1億円超 - 10億円以下」を「1億円超」とし、他方、「算定不能又は不明」の欄を設けることとしました。
法第20条の「財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書」について、認証紛争解決手続の業務以外の業務を行う法人（士業者団体等）が認証紛争解決事業者となる場合は、認証紛争解決手続の業務のみを詳細に把握しうる計算書類の報告を別に要求されるのか。	認証紛争解決事業者が認証紛争解決手続の業務以外の業務を行う法人である場合は、当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を提出していただくことになり、法第20条に基づいて、認証紛争解決手続の業務のみを詳細に把握し得る計算書類の提出を別に要求することは予定していません。

法第20条の「財産目録，貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書」について，認証紛争解決事業者の一部門（他部門から独立した収支の会計の仕組みがあるものに限る。）が認証紛争解決手続の業務を行う場合には，当該認証紛争解決手続の業務部門にかかるもので足りることとするべきである。	「財産目録，貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書」について，認証紛争解決事業者の一部門が認証紛争解決手続の業務を行う場合には，認証紛争解決手続の業務部門に係るもので足りるとすることは，例えば認証紛争解決事業者が株式会社である場合，商法上の商業帳簿でなく，虚偽の作成に対する制裁の乏しい書類をもとに審査することとなり，適切に認証紛争解決事業者の経理的基礎の有無を審査することができなくなるおそれがあり，相当でないと考えます。ただし，当該業務部門に係るものを審査すれば認証紛争解決事業者の経理的基礎の有無について適切な判断が可能であるという特段の事情がある認証紛争解決事業者については，当該業務部門に係る貸借対照表，収支計算書又は損益計算書及び財産目録をもって，法第20条に規定する書類として取り扱う余地もあると考えます。
--	---

3 その他（意見の概要のみを掲記）

- 法務大臣に対する認証の申請を受け付ける場所について，早期に明確にするべきである。
- 認証の申請手続がスムーズに行われるよう，申請書等の様式の電子データによる提供，認証申請に関する分かりやすい運用マニュアルの作成，正式受理前の事前相談，申請書類の点検・確認等を行う予備審査の実施等を行うべきである。
- 認証紛争解決事業者に対する負担軽減のための予算措置（国による補助金制度の創設を含む。），国による研修体制の構築，国による情報提供や指導，離島や交通の悪い場所における対応として，公共施設や公民館等の施設が調停の場所として利用できるような環境づくり等を求める。
- 公益法人又はこれに準じる組織により運営又は支援されている申請者に対しては，これに対する社会的信頼を基礎として認証申請に関する要件の緩和を図るべきである。